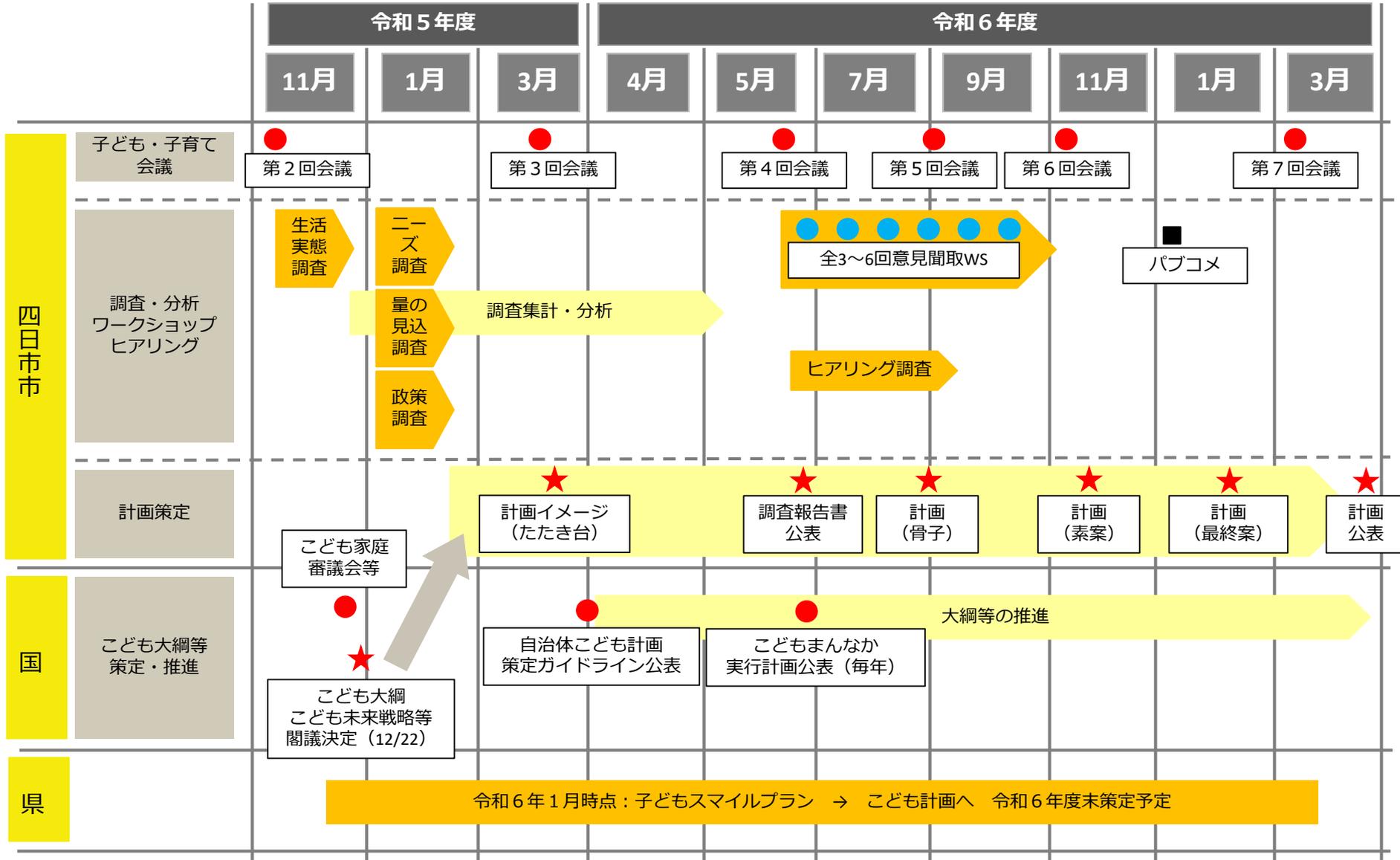


# 「四日市市こども計画」策定に向けて

・四日市市こども計画策定のスケジュール（令和6年1月末時点）

令和5年度 アンケート調査結果と国が閣議決定した「こども大綱」の内容をみながら、「四日市市こども計画」策定に向けて検討を進める

令和6年度 令和5年度の調査結果等と、wsやヒアリング等の調査を実施しながら、計画を作成し、年度内に策定する



## ● ことども基本法の施行及びことども家庭庁の設置 (令和5年4月1日)

### ことども基本法 目的 (第1条)

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのことどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてことども施策に取り組むことができるよう、ことども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びことども施策の基本となる事項を定めるとともに、ことども政策推進会議を設置すること等により、ことども施策を総合的に推進することを目的とする。

法の目的を達成するため、ことども施策を更に強力に進める新たな行政組織として「**ことども家庭庁**」を内閣府の外局に設置

## ● ことども基本法の6つの基本理念 (第3条)

ことども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1	すべてのことどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。	4	すべてのことどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、ことどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。
2	すべてのことどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。	5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいことどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。
3	年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。	6	家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。



出典：ことども基本法パンフレット

## ● ことども大綱 (第9条) 及び都道府県・市町村ことども計画 (第10条)

政府は、ことども施策を総合的に推進するため、「ことども大綱」を策定する (第9条第1項)

都道府県は、ことども大綱を勘案して、「都道府県ことども計画」を定めるよう努めるものとする (第10条第1項)

**市町村は、ことども大綱を勘案して、「市町村ことども計画」を定めるよう努めるものとする (第10条第2項)**

## ● ことども施策に対することども等の意見の反映 (第11条)

ことども施策を策定・実施・評価するに当たっては、ことどもや養育者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする

## こども大綱とは

- ◆ 「こども基本法」に基づく、国の大綱（令和5年12月22日に閣議決定）。
- ◆ こども施策を総合的に推進するため、国のこども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定めたもの。

## こども大綱の役割

- ◆ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現
- ◆ 国を挙げて取り組むべき、少子化の克服、こども・若者に関する施策、こどもの貧困に関する施策を一つに束ね、これらを総合的に推進

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子どもの貧困対策の推進に関する大綱

既存3大綱を一元化し、さらに必要な施策を追加

## 基本的な方針

- ① こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、ともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④ 良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消
- ⑤ 若い世代の生活基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥ 施策の総合性の確保

## 施策を推進するために必要な事項

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の基盤の整備（EBPM、人材確保・育成・支援、包括的な支援体制の構築・強化、情報発信、社会の意識改革）
- ③ 推進体制の確保（自治体こども計画の策定促進、数値目標と指標の設定、財源確保）

国

### こども大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成  
支援推進大綱

子どもの貧困対策の  
推進に関する大綱

### こども未来戦略

こどもの居場所づくりに関する指針

こどもまんなか実行計画

子ども・子育て支援法に  
基づく基本指針

etc.

勘案

三重県

※令和6年度末策定予定

### 三重県こども計画

(旧) 子どもスマイルプラン

- ・少子化対策計画
- ・三重県次世代育成支援行動計画

(附属)

- ・三重県子ども・子育て支援事業計画
- ・三重県ひとり親家庭等自立促進計画

勘案

勘案・協議 (子ども・子育て支援事業計画部分)

四日市市

### 四日市市こども計画

少子化社会対策計画  
(少子化社会対策基本法)

子ども・若者計画  
(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

子どもの貧困対策計画  
(子どもの貧困対策法第9条第2項)

次世代育成支援行動計画  
(次世代育成支援対策推進法第8条)

子ども・子育て支援事業計画  
(子ども・子育て支援法第61条)

追加

整合

整合

### 市各種計画

- ・学校教育ビジョン
- ・地域福祉計画
- ・障害児福祉計画
- ・人権施策推進プラン
- ・男女共同参画プラン
- ・多文化共生推進プラン
- ・市民協働促進計画
- ・環境計画

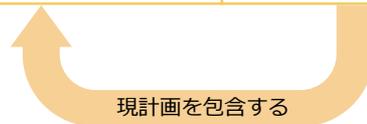
etc.

四日市市  
総合計画

※こども計画の  
上位計画

第2期四日市市子ども・子育て  
支援事業計画中間改訂版の範囲

	【新】四日市市こども計画	【現】第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画
根拠法	こども基本法	子ども・子育て支援法
計画期間	令和7年度～令和11年度	令和2年度～令和6年度
対象	<b>要検討</b> （こども大綱では明記なし） 「こども基本法」において「こども」は、「心身の発達過程にあるもの」と定義。 【子供・若者育成支援推進大綱では30歳未満（一部40歳未満）】	本市に住むすべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象とするが、 <b>学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象</b> とする。
計画に包含する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>少子化社会対策計画</b></li> <li>・ <b>子ども・若者計画</b></li> <li>・ 子どもの貧困対策計画</li> <li>・ 次世代育成支援行動計画</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業計画 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代育成支援行動計画</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・ 子どもの貧困対策計画（※中間改訂時に追加）</li> </ul>
計画策定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>こども・若者の総合的な計画とする</b></li> <li>・ 現計画を包含+こども大綱を勘案する</li> <li>・ <b>こどもの意見聴き取り</b></li> <li>・ <b>数値目標の設定とEBPMを検討する</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、利用者ニーズ（量の見込み）を調査し、その結果を踏まえて、提供体制の確保方を事業計画として策定する</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示す自治体こども計画策定ガイドラインを踏まえ、盛り込むべき内容を検討する</li> <li>・ 市総合計画や各種計画との整合を図る</li> <li>・ こども等の意見を聴取し、フィードバックを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示す「量の見込み」の算出等の考え方をベースに見込み量を算出し、確保方を計画する</li> </ul>



**赤字**：新計画にて追加の検討が必要な事項

少子化社会対策大綱 【令和2年5月29日】

<目標>

「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、**国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚ができ、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる**

（結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意）

<基本的な考え方>

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進 ・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

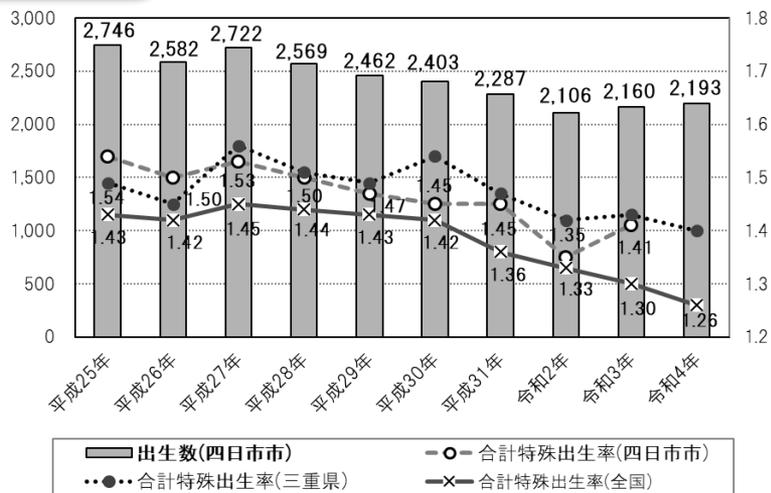
このほか、ライフステージ（結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに施策の方向性を整理

キーワード

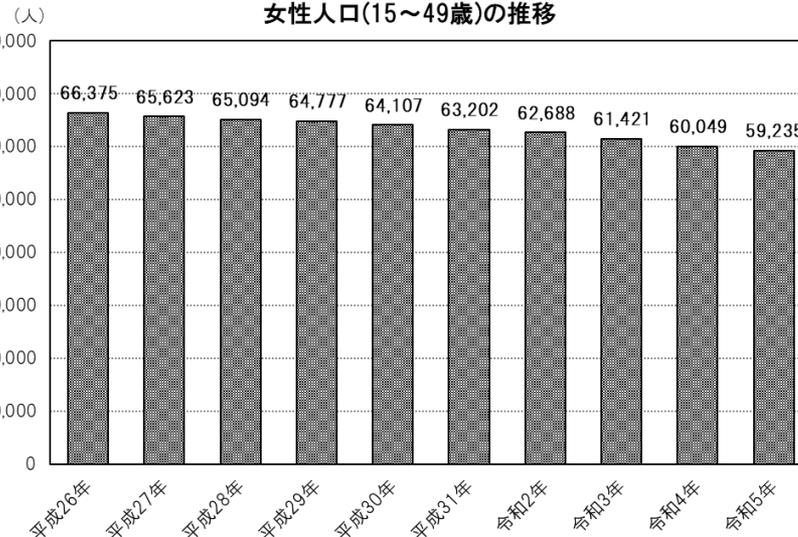
雇用環境の安定、仕事と子育ての両立、女性の再就職支援、男性の家事・育児参画、妊娠・出産、教育等経済的支援、産前・産後サポート・ケア、多子世帯、多胎児家庭への支援、自治体による結婚支援 etc.

四日市市の現状

出生数・合計特殊出生率の推移



女性人口(15~49歳)の推移



子供・若者育成支援推進大綱 【令和3年4月】

<基本的な方針・施策>

① 全ての子供・若者の健やかな育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者雇用安定化 など

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

孤独・孤立対策、自殺・虐待・貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、sosを出し受け止める力の育成 など

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

STEAM教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 など

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

多様な居場所づくり、子育て応援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の促進 など

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

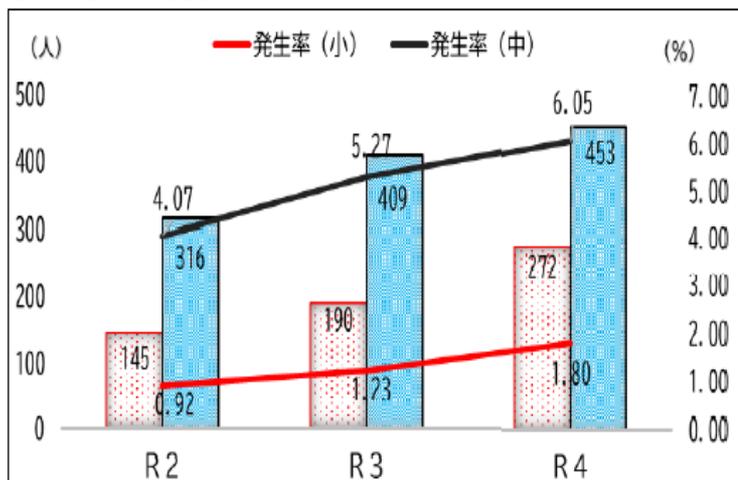
企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 など

キーワード

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー、自殺、不登校、いじめ、近所つきあい、地方移住、ネット空間、SNS被害、ニート、若者の雇用、テレワーク、働き方改革

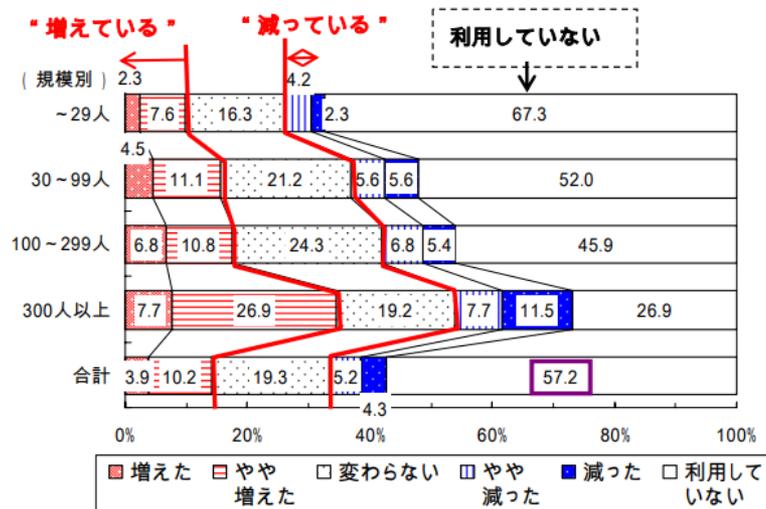
四日市市の現状

不登校児童生徒数と発生率の推移



出典：令和5年度第2回総合教育会議資料

テレワーク利用状況の変化 (令和4年4月以降)



出典：四日市市雇用実態調査報告書 (令和4年度)

【新】四日市市子ども計画

**基本理念** **子どもと子育てにやさしいまち四日市**

**基本方針**

- ▶ **子どもの権利を尊重し 子どもの意見を聴き**  
子どもの視点に立って 子ども施策を実行します
- ▶ **社会構造を「子どもまんなか社会」へと変えていきます**
- ▶ **誰一人取り残さず 切れ目のない支援を行います**

**カテゴリー① ライフステージを通した重要事項**

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることでの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 子どもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

**カテゴリー② ライフステージ別の重要事項**

- (1) 子どもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

**カテゴリー③ 子育て当事者への支援に関する重要事項**

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

※子ども大綱や自治体子ども計画策定ガイドライン、現行計画、本市の現状、社会情勢などを踏まえ、今後、計画全体の構成を作成。

【現】第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画

**根拠法** 子ども・子育て支援法

**基本理念** 子どもと子育てにやさしいまち四日市

**基本方針**

- ① 子どもの人権を尊重し、子どもの視点にたつて、健やかな成長をはぐくみます
- ② 家庭の子育ての力をはぐくみ、子育て家庭を支えます
- ③ 地域や社会全体で男女が共同して、子どもの成長と子育てを支えます

**基本目標①**  
みんなで支えあい子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 子育て家庭への支援
- (3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

**基本目標②**  
親と子が安心して自立した生活を送れるまち

- (1) 社会的な養育や支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援
- (2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

**基本目標③**  
安心して子どもを産み育てられるまち

- (1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実
- (2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

**推進施策**

- ① 保育サービスの充実
- ② 教育・保育環境の向上
- ③ 幼保こ小中連携の促進
- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 子育てに関する相談事業の充実
- ③ 男女共に子育てを行う意識啓発
- ④ ワーク・ライフ・バランス促進
- ⑤ 子育てに関する情報提供
- ⑥ 子育ての経済的な負担の軽減
- ① 子どもの人権尊重
- ② 自立した子どもの育成
- ③ 家庭・地域での子育て力の向上
- ④ 地域で子どもを見守る活動推進
- ① 児童虐待防止対策の強化
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ① 途切れのない支援の充実
- ② 質の高い専門的な発達支援
- ① 安全な妊娠・出産への支援
- ② 妊娠期からの相談体制の充実
- ① 乳幼児の健康診査・予防接種
- ② 妊産婦・乳幼児の歯科保健対策
- ③ 望ましい生活習慣の推進

**子どもの未来応援計画（R5.3で追加）**  
※子どもの貧困対策計画（四日市市Ver.）

**重点施策**

- (1) 子どもへの教育・学習支援
- (2) 家庭への生活支援
- (3) 保護者への就労支援
- (4) 子育て世帯への経済的支援

**教育・保育の量の見込み**  
**地域子ども・子育て事業の量の見込み**

**調査目的** 根拠法上、「量の見込み」と「確保の方策」を定める必要があり、すべての子どもが健やかに成長できる支援体制を整えるため

- ① こども大綱に記載されている重要事項（資料P.11）をご覧ください、昨今の現状も踏まえ、四日市市こども計画において、特に記載が必要と思われる内容をご意見ください。
- ② こども大綱では、こどもの意見聴き取りや数値目標・指標（資料P.12）を設定しています。委員の皆様のご経験などから、こどもの意見を聴き、事業に反映した事例があれば、ご紹介ください。また、事業において、設定している数値目標・指標があれば、ご紹介ください。
- ③ こども計画では、新たに少子化社会対策（資料P.7）、子供・若者育成支援推進（資料P.8）（自殺、いじめ、不登校、ニート、SNS被害、近所づきあいなど）の2つの計画を包含します。この2つについて、現状で把握されている・感じている課題があれば、ご意見ください。

## こども施策に関する重要事項

### ◆ ライフステージを通じた重要事項

- こどもの人権尊重
- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- こどもまんなかまちづくり
- こども・若者が活躍できる機会づくり
- こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- プレコンセプションケアを含む育成医療等に関する研究や相談支援等
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児への支援
- 児童虐待防止対策等の更なる強化
- 養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- 非行防止と自立支援

### ◆ ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
  - ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
  - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
  - ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
  - ・ 居場所づくり
  - ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
  - ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
  - ・ いじめ防止
  - ・ 不登校のこどもへの支援
  - ・ 校則の見直し
  - ・ 体罰や不適切な指導の防止
  - ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
  - ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
  - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
  - ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### ◆ 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

### 目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状 <sup>※</sup> 維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

### 指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等